

大麻取締法  
 <大麻取扱者>

大麻取扱者とは、大麻栽培者及び大麻研究者をいう。

| 種別 | 条    | 法令の定め  | 審査基準  | 指導指針  |
|----|------|--|---|---|
| 法  | 1    | 大麻の定義<br>「大麻」とは大麻草(カンナビス・サティバ・エル)及びその製品をいう。ただし、大麻草の成熟した茎及びその製品(樹脂を除く)並びに大麻草の種子及びその製品を除く。   | 大麻取締法は、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もって公共の福祉の増進を図ることを目的とするものと解されており、大麻の不正取引や不正使用を防ぐため大麻を取り扱う者について免許制を採用し、免許を付与するに当たり、同法の目的に反しない者かどうかを判断した上で知事の免許を与えるものである。<br>(医薬麻第35号平成11年1月14日付け<br>厚生省医薬安全局麻薬課長通知より)   |   |
| 法  | 2    | 3 免許申請<br>1. 大麻研究者：都道府県知事の免許を受けて、大麻を研究する目的で大麻草を栽培し、又は大麻を使用する者をいう。  | <b>I. 大麻研究者の免許を与える要件</b><br>次の(1)～(6)の全てを満たす者に免許を与えることが出来る。<br>(1) 個人の趣向を満たすための吸食等をする者でないこと<br>(2) 国及び地方公共団体が設置する機関並びに独立行政法人通則法、国立大学法人法及び地方独立行政法人法に基づき設置された機関、学校教育法第1条に規定する大学においてその施設の業務に従事する者<br>(3) 大麻に関して相当の知識を持ち、医学、薬学、化学、農学等の学術研究又は試験検査の業務に従事する者であつて、かつ研究上、大麻の使用が特に必要と認められる者<br>(4) 研究目的、内容、栽培方法(栽培する大麻草の管理、処理方法を含む。)及び大麻の使用方法等が、学術研究上又は試験検査上の見地から妥当なものである者<br>(5) 上記(2)に規定する施設の長が申請者の研究内容に同意していること<br>(6) 大麻研究者が大麻を栽培する場合は、大麻栽培者の審査基準にも適合すること |   |
| 法  | 3    | 1 大麻取扱者でなければ大麻を所持し、栽培し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のため使用してはならない。<br>2 この法律の規定により大麻を所持することができる者は、大麻をその所持する目的以外の目的に使用してはならない。  |   |   |
| 法  | 22-2 | 1 この法律に規定する免許又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。<br>2 前項の条件は、大麻の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、免許又は許可を受ける者に対し不当な義務を課することとならないものでなければならない。   |   |   |
| 法  | 4    | 何人も次に掲げる行為をしてはならない。<br>1 大麻を輸入し、又は輸出すること(大麻研究者が、厚生労働大臣の許可を受けて、大麻を輸入し、又は輸出する場合を除く。)<br>2 大麻から製造された医薬品を施用し、又は施用のため交付すること。<br>3 大麻から製造された医薬品の施用を受けること。<br>4 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等(医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、大麻に関する広告を行うこと。 | <b>II. 構造設備</b><br>(1) 栽培場所が、容易に大麻を盗取される恐れのある場所等、管理上不適当な場所でないこと   | 原則として、栽培地は屋内とする。ただし、研究の目的等から外部になる場合は、栽培地にフェンス、赤外線感知器等を設置するなど、容易に大麻草が盗取されないよう必要な措置を講じること |

| 種別 | 条       | 法令の定め  | 審査基準   | 指導指金十 |
|----|---------|--|--|-------|
| 法  | 5       | 2  次の各号に該当する者には、大麻取扱者免許を与えない<br>1  麻薬、大麻又はあへんの中毒者<br><br>2  禁錮以上の刑に処せられた者<br>3  未成年者<br>4  心身の故障により大麻取扱者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの   | (2)  大麻(種子を含む)を安全に保管する専用の設備を研究施設内に設けること。<br><br>〔保管設備〕<br>・ 容易に外部から侵入できる設備でないこと。<br>・ 施錠ができること。<br>・ スチール製又は同等以上の強度の材質であること。<br>・ 固定してあるか又は移動不可能な重量のものとする。<br><br>法令に定めるとおり。   |       |
| 則  | 2<br>-2 | 法第5条第2項第4号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により大麻取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。   | 法令に定めるとおり。   |       |
| 則  | 2       | 法第5条の規定による大麻取扱者免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。<br>1  申請者の住所、氏名若しくは名称及び生年月日(法人については生年月日を除く。)<br>2  栽培地の数、位置及び面積<br>3  研究目的 | III  申請書及び添付書類<br><br>1.  大麻研究者免許申請書 (大阪府の定める様式)<br>2.  診断書 (診断日より1ヶ月以内のもの)<br>3.  申請者の履歴書<br>4.  研究計画書 (研究目的、種子の入手先、品種、THC含有量、研究器具等の一覧表)<br>5.  研究施設の平面図 (保管場所を明示)、栽培地がある場合の見取図<br>6.  大麻の保管設備の写真 (寸法、重量、材質、施錠及び固定が確認できるもの)又は立体図 (寸法、重量、材質、施錠、固定状況等を明示)<br>7.  大麻 (種子を含む)の廃棄処理方法<br>8.  施設長の同意書 |       |
| 則  | 2       | 2  前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<br>1  免許を受けようとする者に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬、大麻又はあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書<br>2  履歴書                     |  |       |
| 法  | 8       | 大麻取扱者免許の有効期間は、免許の日からその年の12月31日までとする。   |  |       |

| 種別 | 条    | 法令の定め  | 審査基準   | 指導指針  |
|----|------|--|--|---|
| 法  | 2    | 2. 大麻栽培者：都道府県知事の免許を受けて、繊維若しくは種子を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。  | 大麻栽培者とは、大麻の栽培に社会的な有用性が認められ、かつ、大麻の栽培に合理的な必要性がある場合であって、次に掲げる者をいう。<br>なお、「社会的な有用性」とは大麻草の成熟した茎、種子及びそれらの加工品を申請時に本府内で承継されている伝統的祭事に使用することをいう。<br>また、「合理的な必要性」とは大麻草の成熟した茎、種子及びそれらの加工品でなくてはならない又はそれらの代替えをする適当なものが各種の事由によりない場合をいう。   |   |
| 法  | 3    | 1 大麻取扱者でなければ大麻を所持し、栽培し、譲り受け、譲り渡し、又は研究のため使用してはならない。<br>2 この法律の規定により大麻を所持することができる者は、大麻をその所持する目的以外の目的に使用してはならない。  | <b>I. 大麻栽培者の免許を与える要件</b><br>次の(1)～(5)の全てを満たす者に免許を与えることが出来る。<br>(1) 大麻栽培者とは、大麻の繊維及び種子を採取し、それらを農作物として出荷又はその加工物の製造のため、出荷する者で、それらを商品経済ルートにのせ一定の収入を得ることを目的とする者をいう。<br>但し、種子を大麻取扱者以外の者に譲渡する場合は、発芽しないよう処理することが必要である。<br>(2) 大麻を個人の趣向を満たすために栽培し、若しくは吸食目的で栽培する者でないこと。<br>(3) 大麻栽培者として必要な経営的又は技術的能力を有すると認められる者<br>(4) 栽培地が、その土地の環境若しくは位置から判断して、栽培者自らが大麻草の盗取等にあつておそれのないよう直接管理ができる者であること。<br>(5) 繊維、種子以外の大麻の廃棄処分を、盗取等される恐れのない方法で行うことが出来る者。 |   |
| 法  | 22-2 | 1 この法律に規定する免許又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。<br>2 前項の条件は、大麻の濫用による保健衛生上の危害の発生を防止するため必要な最小限度のものに限り、かつ、免許又は許可を受ける者に対し不当な義務を課することとならないものでなければならない。   |  |   |
| 法  | 4    | 何人も次に掲げる行為をしてはならない。<br>1 大麻を輸入し、又は輸出すること。(大麻研究者が厚生労働大臣の許可を受けて、大麻を輸入し、又は輸出する場合を除く。)<br>2 大麻から製造された医薬品を施用し、又は施用のため交付すること。<br>3 大麻から製造された医薬品の施用を受けること。<br>4 医事若しくは薬事又は自然科学に関する記事を掲載する医薬関係者等(医薬関係者又は自然科学に関する研究に従事する者をいう。)向けの新聞又は雑誌により行う場合その他主として医薬関係者等を対象として行う場合のほか、大麻に関する広告を行うこと。 | <b>II. 栽培地及び保管設備</b><br>1. 栽培場所が、容易に大麻を盗取される恐れのある場所等、管理上不相当と認める場所でないこと。<br>2. 繊維及び種子とその他のものを選別する器具機械を設置すること。<br>3. 大麻を安全に保管する専用の設備を設けること。<br><br>〔保管設備〕<br>・ 容易に外部から侵入できる設備でないこと。<br>・ 施錠ができること。<br>・ スチール製又は同等以上の強度の材質であること。<br>・ 固定してあるか又は移動不可能な重量のものとする。  | 栽培地にフェンス、赤外線感知器等を設置するなど、容易に大麻草が盗取されないよう必要な措置を講じること。 |

| 種別 | 条 | 法令の定め  | 審査基準  | 指導指針 |
|----|---|--|---|------|
| 法  | 5 | 2<br>次の各号に該当する者には、大麻取扱者免許を与えない<br>1 麻薬、大麻又はあへんの中毒者<br>2 禁錮以上の刑に処せられた者<br>3 未成年者<br>4 心身の故障により大麻取扱者の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの                   | 法令に定めるとおり。  |      |
| 則  | 2 | 2<br>法第5条第2項第4号の厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害により大麻取扱者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。  | 法令に定めるとおり。  |      |
| 則  | 2 | 法第5条の規定による大麻取扱者免許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。<br>1 申請者の住所、氏名若しくは名称及び生年月日(法人については生年月日を除く。)<br>2 栽培地の数、位置及び面積                        | III 申請書及び添付書類<br>1. 大麻栽培者免許申請書(大阪府の定める様式)<br>2. 診断書(診断日より1ヶ月以内のもの)<br>3. 申請者の履歴書(大麻栽培経験)<br>4. 栽培計画書(種子の入手先、品種等)<br>5. 農業規模<br>6. 販売計画書(繊維又は種子の販売方法、販売量、販売先、販売形態等)<br>7. 栽培場所の見取図、平面図<br>8. 大麻の保管設備の写真(寸法、重量、材質、施錠及び固定が確認できるもの)又は立体図(寸法、重量、材質、施錠、固定状況等を明示)<br>9. 繊維、種子以外の物の処理方法<br>10. 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法<br>11. 自己所有地以外で栽培する場合、栽培予定地所有者の同意書 |      |
| 則  | 2 | 2<br>前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。<br>1 免許を受けようとする者(免許を受けようとする者が法人又は団体であるときは、その業務を行う役員とする。)に係る精神の機能の障害又は当該免許を受けようとする者が麻薬、大麻又はあへんの中毒者であるか否かに関する医師の診断書 |   |      |
| 法  | 8 | 大麻取扱者免許の有効期間は、免許の日からその年の12月31日までとする。   |   |      |